

広島県自然環境保全条例施行規則（昭和 48 年広島県規則第 62 号）新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第十七条 条例第十六条第十項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十一 略</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>ロ～リ 略</p> <p>十三 略</p>	<p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第十七条 条例第十六条第十項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～十一 略</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>イ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十二條の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>ロ～リ 略</p> <p>十三 略</p>